

39	都市整備局	都市物流車両対策(駐車場の附置義務)
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> 東京都駐車場条例は、交通需要の原因となる建築物に、駐車施設の設置を義務づけるものである。 平成14年に条例を改正し、荷さばき駐車施設の不足による交通渋滞や集配業務の効率低下による時間的、経済的損失の解消を図る方策として、一定規模以上の建築物を建築する際に、荷さばき駐車施設を建築敷地内に附置することを義務づけた。また、地域特性に応じた駐車施設の附置義務(地域ルール)を可能にする特例を設けた。 平成24年度に駐車需要の実態を調査し、その結果を踏まえ、設置基準の見直しを行っている。 	
これまでの経過	<p>平成13年4月～11月 東京都駐車場附置義務基準検討委員会設置 (関係業界、区市、警視庁、建設局、国土交通省)</p> <p>平成14年3月29日 東京都駐車場条例の一部改正、公布 9月30日 東京都駐車場条例施行規則改正、公布 10月1日 東京都駐車場条例の施行</p> <p>平成15年11月28日 東京都駐車場条例に基づく地域ルールの策定指針を策定</p> <p>平成16年9月22日 大手町・丸の内・有楽町地区で地域ルールを施行</p> <p>平成23年6月13日 渋谷地区駐車場地域ルールを告示</p> <p>平成25年3月26日 新宿駅東口地区駐車場地域ルールを告示</p>	
現在の進行状況	<ul style="list-style-type: none"> 東京都において地域ルール策定の指針を策定し、千代田区及び渋谷区、中央区の一部地区内で地域ルールを導入し運用している。また、新宿区においても、新宿区駐車場整備地区内で地域ルールを導入し、運用に向け準備が進められている。 平成24年度に駐車需要の実態を調査し、その結果を踏まえ、設置基準の見直しを行っている。 	
今後の見通し	<ul style="list-style-type: none"> 近年、公共交通が充実した都内の駅周辺の地域などにおいて駐車場の利用率が低い事例もあることから、駐車需要の実態を把握するため、調査を行った。その結果を踏まえ、附置義務基準の見直しに取り組んでいく。 	
問い合わせ先	都市整備局 市街地建築部 建築企画課	電話 03-5388-3343